

2019年6月

教員各位

研究推進部

学会出張における航空機利用の取り扱いについて（通知）

学会出張における交通費は、旅費規程第6条により、最も経済的な通常の経路及び交通機関により計算して支給する旨定められており、今まで「駅すぱあと」により支給額を計算し、支給してきました。しかし、2018年10月からANAがダイナミックプライシング(※)を導入したことにより、従前どおりの航空賃（正規料金）の算出が困難となってきました。今後ANA以外の航空会社においても同様のサービスを導入することが予想されます。

このことへの対応として、学会出張にかかる航空賃支給に過不足等の支障が生じないように、実費支給とさせていただきます（※本件については2019年6月19日付けで教職員組合と合意）。

つきましては、2019年度から、学会出張において航空機を利用される場合は、下記の通り取り扱いを変更いたしますので、よろしくお願いいたします。

(※) 同一種類の商品やサービスの価格を需要と供給の状況に合わせて変動させる価格戦略。

記

1 事務手続きの流れ

(1) 学会出張にかかる旅費のうち、航空機を利用する場合には、事前に航空会社から航空券を購入し、領収書（旅客施設使用料、税金等を含む）を取得してください。

・領収書の取り扱いについて

氏名、搭乗日、行き先が明示されているもの（Web領収書可）

搭乗日、行き先が確認できない領収書の場合は、保安検査場で発行されるレシート等、確実にその便に搭乗したことが確認できる資料を添付してください。

- (2) (1) の領収書を、学会出張申請書と併せて、所属の事務室にご提出ください。

別紙「学会出張旅費について（研究推進部からのお知らせ）」3 提出場所をご参照ください。

2 適用について

2019年4月1日以降に申請された学会出張から適用します。

3 問い合わせ先

【駿河台】研究知財事務室（駿河台）：内線（60）4327

【和泉】研究知財事務室（和泉）：内線（62）1630

【生田】生田研究知財事務室：内線（63）7613

【中野】中野教育研究支援事務室：内線（66）8052

以 上